

(写)

第 201600047799 号
防起第 6 2 2 号 - 1
受 境 自 第 3 4 号
平成 2 8 年 6 月 1 7 日

中国電力株式会社
取締役社長 清 水 希 茂 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 野 坂 康 夫

境港市長 中 村 勝 治

島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について(回答)

平成 2 8 年 4 月 2 8 日付島原本広第 9 0 号、同第 9 1 号及び同第 9 2 号で報告のあったこのことについては、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第 6 条に基づき、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

特定重大事故等対処施設等の設置については、平成 2 5 年 1 2 月の 2 号機に係る事前報告時の回答に則り、引き続き適切に対応すること。

なお、基準地震動の策定にあたっては、最新の知見を反映させた適切な対応を行うこと。

(写)

第 201300148743 号

平成 25 年 12 月 17 日

中国電力株式会社

取締役社長 荻田 知英 様

鳥取県知事 平井 伸治

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について（回答）

平成 25 年 11 月 21 日付電原総第 24 号で報告のあったこのことについては、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第 6 条に基づき、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

- 1 安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 再稼働に向けての一連の手續に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 5 宍道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 6 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 7 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

(写)

発米防第487号
平成25年12月17日

中国電力株式会社
取締役社長 荻田知英様

米子市長 野坂康夫

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について(回答)

平成25年11月21日付電原総第25号で報告のあったこのことについては、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第6条に基づき、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、市議会、鳥取県及び境港市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 再稼働に向けての一連の手続きに際し、本市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、本市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 5 突道断層などの活断層評価をはじめ、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 6 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 7 市民の安全第一を旨とし、本市や地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策等、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

(写)

発境自第 91 号
平成25年12月17日

中国電力株式会社
取締役社長 苅田知英様

境港市長 中村勝治

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について（回答）

平成25年11月21日付電原総第26号で報告のあったこのことについては、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第6条に基づき、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、市議会、鳥取県及び米子市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 再稼働に向けての一連の手続きに際し、本市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、本市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 5 突道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 6 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 7 市民の安全第一を旨とし、本市への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策等、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。